

千葉県プレジャーボート係留保管適正化計画

項目		第三期計画	第四期計画(案)																																																																																				
(表題)		千葉県プレジャーボート係留保管適正化計画(第三期計画)	千葉県プレジャーボート係留保管適正化計画(第四期計画)																																																																																				
(日付)		平成24年12月28日	平成29年12月 日																																																																																				
第一章 趣旨	一 計画の目的	この計画は千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成14年千葉県条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、適切な条例の運用と総合的かつ効率的な施策の展開を行うことにより、千葉県の公共の水域におけるプレジャーボートの係留保管の適正化を図ることを目的とする。	この計画は千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成14年千葉県条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、適切な条例の運用と総合的かつ効率的な施策の展開を行うことにより、千葉県の公共の水域におけるプレジャーボートの係留保管の適正化を図ることを目的とする。																																																																																				
	二 計画の性格	プレジャーボートの係留保管の適正化のための指針とする。	プレジャーボートの係留保管の適正化のための指針とする。																																																																																				
	三 計画の期間	平成25年1月1日から平成29年12月31日までの5年間とする。	平成30年(2018年)1月1日から平成34年(2022年)12月31日までの5年間とする。																																																																																				
	四 計画の対象	対象区域は千葉県内の全公共の水域とする。 対象船舶は条例で規定するプレジャーボートとする。	対象区域は千葉県内の全公共の水域とする。 対象船舶は条例で規定するプレジャーボートとする。																																																																																				
第二章 計画策定の背景	一 放置プレジャーボートの現状	平成22年9月の調査では以下のような状況である。 平成16年11月の調査と比較すると、放置プレジャーボートは約700隻減少したが、なお約1,700隻もの放置プレジャーボートが確認され、特に東京湾域に約9割が集中している。 地区別放置プレジャーボート数 (単位:隻)	平成29年1月の調査では以下のような状況である。 平成25年9月の調査と比較すると、放置プレジャーボートは65隻減少したが、なお約1,600隻もの放置プレジャーボートが確認され、特に東京湾域に約9割が集中している。 水域管理区分別では、港湾で減少し、河川、海岸及び漁港では増加となった。増減の要因としては、港湾において指導書の送付等の不法係留対策を講じたことにより一部の船舶が、河川、海岸及び漁港へ移動したものと推測される。 (1)地区別放置プレジャーボート数 (単位:隻)																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>平成16年11月</th> <th>平成22年9月</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葛南地区</td> <td>547</td> <td>190</td> <td>△357</td> </tr> <tr> <td>千葉地区</td> <td>206</td> <td>208</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市原地区</td> <td>176</td> <td>152</td> <td>△24</td> </tr> <tr> <td>君津地区</td> <td>760</td> <td>682</td> <td>△78</td> </tr> <tr> <td>館山地区</td> <td>283</td> <td>308</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>東京湾域等(葛南、千葉、市原、君津及び館山地区)小計</td> <td>1,972</td> <td>1,540</td> <td>△432</td> </tr> <tr> <td>その他の地区</td> <td>415</td> <td>161</td> <td>△254</td> </tr> <tr> <td>県内合計</td> <td>2,387</td> <td>1,701</td> <td>△686</td> </tr> </tbody> </table>		地区名	平成16年11月	平成22年9月	増減	葛南地区	547	190	△357	千葉地区	206	208	2	市原地区	176	152	△24	君津地区	760	682	△78	館山地区	283	308	25	東京湾域等(葛南、千葉、市原、君津及び館山地区)小計	1,972	1,540	△432	その他の地区	415	161	△254	県内合計	2,387	1,701	△686	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>平成22年9月</th> <th>平成25年9月</th> <th>平成29年1月</th> <th>増減</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td>(②-①)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葛南地区</td> <td>190</td> <td>185</td> <td>184</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>千葉地区</td> <td>208</td> <td>205</td> <td>189</td> <td>△16</td> </tr> <tr> <td>市原地区</td> <td>152</td> <td>143</td> <td>173</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>君津地区</td> <td>682</td> <td>664</td> <td>698</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>館山地区</td> <td>308</td> <td>301</td> <td>195</td> <td>△106</td> </tr> <tr> <td>東京湾域等(葛南、千葉、市原、君津及び館山地区)小計</td> <td>1,540</td> <td>1,498</td> <td>1,439</td> <td>△59</td> </tr> <tr> <td>その他の地区</td> <td>161</td> <td>152</td> <td>146</td> <td>△6</td> </tr> <tr> <td>県内合計</td> <td>1,701</td> <td>1,650</td> <td>1,585</td> <td>△65</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	平成22年9月	平成25年9月	平成29年1月	増減			①	②	(②-①)	葛南地区	190	185	184	1	千葉地区	208	205	189	△16	市原地区	152	143	173	30	君津地区	682	664	698	34	館山地区	308	301	195	△106	東京湾域等(葛南、千葉、市原、君津及び館山地区)小計	1,540	1,498	1,439	△59	その他の地区	161	152	146	△6	県内合計	1,701
地区名	平成16年11月	平成22年9月	増減																																																																																				
葛南地区	547	190	△357																																																																																				
千葉地区	206	208	2																																																																																				
市原地区	176	152	△24																																																																																				
君津地区	760	682	△78																																																																																				
館山地区	283	308	25																																																																																				
東京湾域等(葛南、千葉、市原、君津及び館山地区)小計	1,972	1,540	△432																																																																																				
その他の地区	415	161	△254																																																																																				
県内合計	2,387	1,701	△686																																																																																				
地区名	平成22年9月	平成25年9月	平成29年1月	増減																																																																																			
		①	②	(②-①)																																																																																			
葛南地区	190	185	184	1																																																																																			
千葉地区	208	205	189	△16																																																																																			
市原地区	152	143	173	30																																																																																			
君津地区	682	664	698	34																																																																																			
館山地区	308	301	195	△106																																																																																			
東京湾域等(葛南、千葉、市原、君津及び館山地区)小計	1,540	1,498	1,439	△59																																																																																			
その他の地区	161	152	146	△6																																																																																			
県内合計	1,701	1,650	1,585	△65																																																																																			
		(2)水域管理区分別放置プレジャーボート数 (単位:隻)																																																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>水域管理区分</th> <th>平成22年9月</th> <th>平成25年9月</th> <th>平成29年1月</th> <th>増減</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td>(②-①)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾</td> <td>1,026</td> <td>1,050</td> <td>887</td> <td>△163</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>534</td> <td>438</td> <td>447</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td>75</td> <td>78</td> <td>109</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>漁港</td> <td>66</td> <td>84</td> <td>142</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,701</td> <td>1,650</td> <td>1,585</td> <td>△65</td> </tr> </tbody> </table>	水域管理区分	平成22年9月	平成25年9月	平成29年1月	増減			①	②	(②-①)	港湾	1,026	1,050	887	△163	河川	534	438	447	9	海岸	75	78	109	31	漁港	66	84	142	58	計	1,701	1,650	1,585	△65																																																		
水域管理区分	平成22年9月	平成25年9月	平成29年1月	増減																																																																																			
		①	②	(②-①)																																																																																			
港湾	1,026	1,050	887	△163																																																																																			
河川	534	438	447	9																																																																																			
海岸	75	78	109	31																																																																																			
漁港	66	84	142	58																																																																																			
計	1,701	1,650	1,585	△65																																																																																			

<p>二 放置プレジャーボートに起因する支障</p>	<p>放置プレジャーボートに起因する支障として現に発生し、又は発生が予想されるものとしては以下のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における船舶による避難、輸送等に対する支障 2 防火、防犯等の面での県民の生活の安全を保持することに対する支障 3 公共の水域を利用した円滑な経済活動を確保することに対する支障 4 騒音、水質の汚濁等の発生による周辺の地域の住民の良好な生活環境を確保することに対する支障 	<p>放置プレジャーボートに起因する支障として現に発生し、又は発生が予想されるものとしては以下のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における船舶による避難、輸送等に対する支障 2 防火、防犯等の面での県民の生活の安全を保持することに対する支障 3 公共の水域を利用した円滑な経済活動を確保することに対する支障 4 騒音、水質の汚濁等の発生による周辺の地域の住民の良好な生活環境を確保することに対する支障 																																																																																																																																							
<p>三 プレジャーボートの登録制度と係留保管場所の確保の義務付けの不備</p>	<p>平成14年4月1日に「小型船舶の登録等に関する法律」が施行され、5トン未満のプレジャーボートについても登録制度が始まった。</p> <p>しかしながら、この法律では係留保管場所の確保の義務付けはなされていないこともあり、依然としてプレジャーボート所有者の係留保管場所を確保する意識は高まらず、多数のプレジャーボートが公共の水域に放置されている。</p>	<p>平成14年4月1日に「小型船舶の登録等に関する法律」が施行され、5トン未満のプレジャーボートについても登録制度が始まった。</p> <p>しかしながら、この法律では係留保管場所の確保の義務付けはなされていないこともあり、依然としてプレジャーボート所有者の係留保管場所を確保する意識は高まらず、多数のプレジャーボートが公共の水域に放置されている。</p> <p><u>そのため、国に対して、係留保管場所確保の義務付けの制度化等について九都県市首脳会議を通じて要望を行っている。</u></p>																																																																																																																																							
<p>第三章 施策の基本方針</p> <p>一 総合的なプレジャーボート対策の実施</p>	<p>千葉県プレジャーボート等不法係留対策検討委員会を中心とする、各水域に対する横断的な対策を引き続き推進し、国、市町村等の関係団体と連携を確保しつつ、総合的な放置プレジャーボート対策を行うことにより、放置プレジャーボートを約25パーセント減少させる。</p> <p>地区別放置プレジャーボート数 (単位:隻)</p> <table border="1" data-bbox="488 715 1160 1040"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>平成22年9月</th> <th>平成29年12月目標</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葛南地区</td> <td>190</td> <td>140</td> <td>△50</td> </tr> <tr> <td>千葉地区</td> <td>208</td> <td>158</td> <td>△50</td> </tr> <tr> <td>市原地区</td> <td>152</td> <td>113</td> <td>△39</td> </tr> <tr> <td>君津地区</td> <td>682</td> <td>513</td> <td>△169</td> </tr> <tr> <td>館山地区</td> <td>308</td> <td>229</td> <td>△79</td> </tr> <tr> <td>東京湾域等(葛南、千葉、市原、君津及び館山地区)小計</td> <td>1,540</td> <td>1,153</td> <td>△387</td> </tr> <tr> <td>その他の地区</td> <td>161</td> <td>122</td> <td>△39</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,701</td> <td>1,275</td> <td>△426</td> </tr> </tbody> </table> <p>水域管理区分別放置プレジャーボート数 (単位:隻)</p> <table border="1" data-bbox="488 1098 1133 1295"> <thead> <tr> <th>水域管理区分</th> <th>平成22年9月</th> <th>平成29年12月目標</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾</td> <td>1,026</td> <td>770</td> <td>△256</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>534</td> <td>400</td> <td>△134</td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td>75</td> <td>55</td> <td>△20</td> </tr> <tr> <td>漁港</td> <td>66</td> <td>50</td> <td>△16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,701</td> <td>1,275</td> <td>△426</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	平成22年9月	平成29年12月目標	増減	葛南地区	190	140	△50	千葉地区	208	158	△50	市原地区	152	113	△39	君津地区	682	513	△169	館山地区	308	229	△79	東京湾域等(葛南、千葉、市原、君津及び館山地区)小計	1,540	1,153	△387	その他の地区	161	122	△39	計	1,701	1,275	△426	水域管理区分	平成22年9月	平成29年12月目標	増減	港湾	1,026	770	△256	河川	534	400	△134	海岸	75	55	△20	漁港	66	50	△16	計	1,701	1,275	△426	<p>千葉県プレジャーボート等不法係留対策検討委員会を中心とする、各水域に対する横断的な対策を引き続き推進し、国、市町村等の関係団体と連携を確保しつつ、総合的な放置プレジャーボート対策を行うことにより、<u>本計画の目標年度である平成34年12月(2023年12月)の時点における放置プレジャーボート数を平成22年9月(2010年9月)時点と比べ半減させる。</u></p> <p>(1) 地区別放置プレジャーボート数 (単位:隻)</p> <table border="1" data-bbox="1332 746 2107 1136"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>平成22年9月 (2010年9月)</th> <th>平成29年1月 (2017年1月)①</th> <th>平成34年12月目標 (2022年12月)②</th> <th>増減 ②-①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葛南地区</td> <td>190</td> <td>184</td> <td>95</td> <td>△89</td> </tr> <tr> <td>千葉地区</td> <td>208</td> <td>189</td> <td>104</td> <td>△85</td> </tr> <tr> <td>市原地区</td> <td>152</td> <td>173</td> <td>76</td> <td>△97</td> </tr> <tr> <td>君津地区</td> <td>682</td> <td>698</td> <td>341</td> <td>△357</td> </tr> <tr> <td>館山地区</td> <td>308</td> <td>195</td> <td>154</td> <td>△41</td> </tr> <tr> <td>東京湾域等(葛南、千葉、市原、君津及び館山地区)小計</td> <td>1,540</td> <td>1,439</td> <td>770</td> <td>△669</td> </tr> <tr> <td>その他の地区</td> <td>161</td> <td>146</td> <td>81</td> <td>△65</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,701</td> <td>1,585</td> <td>851</td> <td>△734</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 水域管理区分別放置プレジャーボート数 (単位:隻)</p> <table border="1" data-bbox="1332 1193 2107 1423"> <thead> <tr> <th>水域管理区分</th> <th>平成22年9月 (2010年9月)</th> <th>平成29年1月 (2017年1月)①</th> <th>平成34年12月目標 (2022年12月)②</th> <th>増減 ②-①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾</td> <td>1,026</td> <td>887</td> <td>513</td> <td>△374</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>534</td> <td>447</td> <td>267</td> <td>△180</td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td>75</td> <td>109</td> <td>38</td> <td>△71</td> </tr> <tr> <td>漁港</td> <td>66</td> <td>142</td> <td>33</td> <td>△109</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,701</td> <td>1,585</td> <td>851</td> <td>△734</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	平成22年9月 (2010年9月)	平成29年1月 (2017年1月)①	平成34年12月目標 (2022年12月)②	増減 ②-①	葛南地区	190	184	95	△89	千葉地区	208	189	104	△85	市原地区	152	173	76	△97	君津地区	682	698	341	△357	館山地区	308	195	154	△41	東京湾域等(葛南、千葉、市原、君津及び館山地区)小計	1,540	1,439	770	△669	その他の地区	161	146	81	△65	計	1,701	1,585	851	△734	水域管理区分	平成22年9月 (2010年9月)	平成29年1月 (2017年1月)①	平成34年12月目標 (2022年12月)②	増減 ②-①	港湾	1,026	887	513	△374	河川	534	447	267	△180	海岸	75	109	38	△71	漁港	66	142	33	△109	計	1,701	1,585	851	△734
地区名	平成22年9月	平成29年12月目標	増減																																																																																																																																						
葛南地区	190	140	△50																																																																																																																																						
千葉地区	208	158	△50																																																																																																																																						
市原地区	152	113	△39																																																																																																																																						
君津地区	682	513	△169																																																																																																																																						
館山地区	308	229	△79																																																																																																																																						
東京湾域等(葛南、千葉、市原、君津及び館山地区)小計	1,540	1,153	△387																																																																																																																																						
その他の地区	161	122	△39																																																																																																																																						
計	1,701	1,275	△426																																																																																																																																						
水域管理区分	平成22年9月	平成29年12月目標	増減																																																																																																																																						
港湾	1,026	770	△256																																																																																																																																						
河川	534	400	△134																																																																																																																																						
海岸	75	55	△20																																																																																																																																						
漁港	66	50	△16																																																																																																																																						
計	1,701	1,275	△426																																																																																																																																						
地区名	平成22年9月 (2010年9月)	平成29年1月 (2017年1月)①	平成34年12月目標 (2022年12月)②	増減 ②-①																																																																																																																																					
葛南地区	190	184	95	△89																																																																																																																																					
千葉地区	208	189	104	△85																																																																																																																																					
市原地区	152	173	76	△97																																																																																																																																					
君津地区	682	698	341	△357																																																																																																																																					
館山地区	308	195	154	△41																																																																																																																																					
東京湾域等(葛南、千葉、市原、君津及び館山地区)小計	1,540	1,439	770	△669																																																																																																																																					
その他の地区	161	146	81	△65																																																																																																																																					
計	1,701	1,585	851	△734																																																																																																																																					
水域管理区分	平成22年9月 (2010年9月)	平成29年1月 (2017年1月)①	平成34年12月目標 (2022年12月)②	増減 ②-①																																																																																																																																					
港湾	1,026	887	513	△374																																																																																																																																					
河川	534	447	267	△180																																																																																																																																					
海岸	75	109	38	△71																																																																																																																																					
漁港	66	142	33	△109																																																																																																																																					
計	1,701	1,585	851	△734																																																																																																																																					

二 効率的・効果的な係留保管施設の整備	係留保管施設の整備については、多様な整備手法を検討し効率的・効果的な整備を目指す。	係留保管施設の整備については、多様な整備手法を検討し効率的・効果的な整備を目指す。
三 プレジャーボート所有者、事業者及び住民等との連携・協力関係の構築	プレジャーボート所有者、事業者及び住民等に対して施策の実施に関する協力を要請し、これらの人々との間の連携・協力関係の構築を目指す。	プレジャーボート所有者、事業者及び住民等に対して施策の実施に関する協力を要請し、これらの人々との間の連携・協力関係の構築を目指す。
第四章 具体的な施策展開	<p>一 プレジャーボートの放置の防止について</p> <p>各管理水域に対しては水域ごとの対策ではなく、横断的に以下の施策を行う。</p> <p>(1) 適正化区域及び重点適正化区域の指定 適正化区域は放置プレジャーボートに起因する支障等が大きい地区から指定していくことを基本とし、県民、市町村及び各関係機関等からの要望も勘案し、順次拡大していく。 重点適正化区域は適正化区域の中で特に放置プレジャーボートに起因する支障等が大きい区域を指定する。 港湾法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づく放置等禁止区域並びに条例に基づく適正化区域及び重点適正化区域の指定については、各法令の目的にかんがみ、必要があると認められる場合には、重複して指定する。</p> <p>(2) 監督処分等</p> <p>①監督処分 水域管理者(公有財産管理者及び条例施行者を含む。以下同じ。)は、放置プレジャーボートの所有者を確認できる場合は、放置プレジャーボートの撤去又は移動について指導する。この指導に従わない場合は、行政手続法に基づく意見を述べる機会を経た上で、港湾法、河川法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づく監督処分をする。 水域管理者は、放置プレジャーボートの所有者を確認できる場合は、放置プレジャーボートの撤去又は移動について指導する。この指導に従わない場合は、行政手続法に基づく意見を述べる機会を経た上で、港湾法、河川法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づく監督処分をする。</p> <p>②行政代執行 水域管理者は、監督処分による放置プレジャーボートの撤去又は移動を命じ、所有者がこれを履行しない場合には、行政代執行法に基づく代執行を行うことを戒告する。 所有者が戒告を受けて指定の期限までに履行しない場合は、代執行の時期及び代執行に要する概算費用等の通知を経た上で、代執行を行う。この場合、代執行に要した費用は当該所有者の負担とする。</p> <p>③簡易代執行 水域管理者は、放置プレジャーボートの所有者を確認できない場合は、港湾法、河川法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づき水域管理者が放置プレジャーボートの撤去又は移動を行うことを公告し、当該措置を行う。 放置プレジャーボートの撤去及び移動した場合は、当該放置プレジャーボートの保管について公告し、公告の日から起算して6カ月を経過してもなお返還できない場合は、処分する。</p> <p>④条例に基づくプレジャーボートの移動 条例施行者は、条例に基づき指定した重点適正化区域内にプレジャーボートが放置されている場合は、その所有者に条例に基づき移動することを警告し、当該措置を行う。 プレジャーボートを移動した場合は、当該プレジャーボートの保管について所有者に通知し、又は</p>	<p>一 プレジャーボートの放置の防止について</p> <p>各管理水域に対しては水域ごとの対策ではなく、横断的に以下の施策を行う。</p> <p>(1) 適正化区域及び重点適正化区域の指定 適正化区域は放置プレジャーボートに起因する支障等が大きい地区から指定していくことを基本とし、県民、市町村及び各関係機関等からの要望も勘案し、順次拡大していく。 重点適正化区域は適正化区域の中で特に放置プレジャーボートに起因する支障等が大きい区域を指定する。 港湾法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づく放置等禁止区域並びに条例に基づく適正化区域及び重点適正化区域の指定については、各法令の目的にかんがみ、必要があると認められる場合には、重複して指定する。</p> <p>(2) 監督処分等</p> <p>①監督処分 水域管理者(公有財産管理者及び条例施行者を含む。以下同じ。)は、放置プレジャーボートの所有者を確認できる場合は、放置プレジャーボートの撤去又は移動について指導する。この指導に従わない場合は、行政手続法に基づく意見を述べる機会を経た上で、港湾法、河川法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づく監督処分をする。 水域管理者は、放置プレジャーボートの所有者を確認できる場合は、放置プレジャーボートの撤去又は移動について指導する。この指導に従わない場合は、行政手続法に基づく意見を述べる機会を経た上で、港湾法、河川法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づく監督処分をする。</p> <p>②行政代執行 水域管理者は、監督処分による放置プレジャーボートの撤去又は移動を命じ、所有者がこれを履行しない場合には、行政代執行法に基づく代執行を行うことを戒告する。 所有者が戒告を受けて指定の期限までに履行しない場合は、代執行の時期及び代執行に要する概算費用等の通知を経た上で、代執行を行う。この場合、代執行に要した費用は当該所有者の負担とする。</p> <p>③簡易代執行 水域管理者は、放置プレジャーボートの所有者を確認できない場合は、港湾法、河川法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づき水域管理者が放置プレジャーボートの撤去又は移動を行うことを公告し、当該措置を行う。 放置プレジャーボートの撤去及び移動した場合は、当該放置プレジャーボートの保管について公告し、公告の日から起算して6カ月を経過してもなお返還できない場合は、処分する。</p> <p>④条例に基づくプレジャーボートの移動 条例施行者は、条例に基づき指定した重点適正化区域内にプレジャーボートが放置されている場合は、その所有者に条例に基づき移動することを警告し、当該措置を行う。 プレジャーボートを移動した場合は、当該プレジャーボートの保管について所有者に通知し、又は</p>

公告を経た上で、条例第12条第3項の規定に該当する場合は、千葉県プレジャーボート処理委員会の意見を聴いて処分する。この場合、移動、保管及び廃棄に要した費用は当該所有者の負担とする。

⑤過料

条例施行者は、条例に基づき指定した適正化区域内の水面域がプレジャーボートの保管場所として使用されている場合は、その所有者に指導及び勧告をする。この指導及び勧告に従わない場合は、条例に基づく過料に処することを検討し、係留保管の適正化を図る。

⑥刑事告発

水域管理者は、港湾法及び漁港漁場整備法の規定に違反して、放置プレジャーボートの撤去又は移動を命じた所有者が、これを履行しない場合は、その所有者を刑事告発することを検討し、係留保管の適正化を図る。

(3) 監視・パトロール体制の強化

適正化区域に指定された場合、地域住民・関係機関等と連携し、当該区域を常時監視・パトロールできる体制を強化する。

(4) 放置船舶の実態調査

放置船舶の実態を把握し、施策の効果を確認するため、原則として3年ごとに県全体の実態調査を実施する。この調査に当たっては、検討委員会事務局が中心となつて、水域管理に関する事務を所掌する各機関が協力する。調査結果は関係機関で共有して、放置プレジャーボート対策に役立てる。

(5) 廃船の処理

廃船の処理については、原則として船舶の所有者が自己責任で行うものであるが、水域管理者が処理する場合は、次のとおり行うものとする。

① 廃船の認定

水域管理者は、廃船を認定し、廃棄物として処理する。

廃船の認定要件(次の二つの条件を満たすこと)

ア 所有者を確知できないこと。

イ 二以上の機関の関係者又はプレジャーボートの価額の評価に専門的知識を有する者の意見を求めた上で、プレジャーボートとしての本来の機能を喪失しており、かつ回復不可能である(又は回復に不相当な費用、手数を要する)と認められること。

② 所有権が放棄されたプレジャーボートの処理

所有者を確知できた場合でも、廃船の認定要件のイを満たし、かつ当該所有者が当該プレジャーボートの所有の意思を放棄している場合には、当該プレジャーボートを廃棄物として処理することができる。この場合、当該プレジャーボートの処理にかかる費用は当該所有者の負担とする。

③ 廃船の処理方法

廃船の処理は、水域管理者の判断により、次のいずれかにより行うものとする。

ア 一般廃棄物の処理責任を有する市町村に処理を要請する。ただし、市町村が適正処理困難物として引取りを拒否した場合には、水域管理者が処理を行う。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第5項の規定による処理として、水域管理者が行う。

公告を経た上で、条例第12条第3項の規定に該当する場合は、千葉県プレジャーボート処理委員会の意見を聴いて処分する。この場合、移動、保管及び廃棄に要した費用は当該所有者の負担とする。

⑤過料

条例施行者は、条例に基づき指定した適正化区域内の水面域がプレジャーボートの保管場所として使用されている場合は、その所有者に指導及び勧告をする。この指導及び勧告に従わない場合は、条例に基づく過料に処することを検討し、係留保管の適正化を図る。

⑥刑事告発

水域管理者は、港湾法及び漁港漁場整備法の規定に違反して、放置プレジャーボートの撤去又は移動を命じた所有者が、これを履行しない場合は、その所有者を刑事告発することを検討し、係留保管の適正化を図る。

(3) 監視・パトロール体制の強化

適正化区域に指定された場合、地域住民・関係機関等と連携し、当該区域を常時監視・パトロールできる体制を強化する。

(4) 放置船舶の実態調査

放置船舶の実態を把握し、施策の効果を確認するため、原則として3年ごとに県全体の実態調査を実施する。この調査に当たっては、検討委員会事務局が中心となつて、水域管理に関する事務を所掌する各機関が協力する。調査結果は関係機関で共有して、放置プレジャーボート対策に役立てる。

(5) 廃船の処理

廃船の処理については、原則として船舶の所有者が自己責任で行うものであるが、年々、所有者の分からない放置船や水没したままの沈船が増加しており、水域管理に支障をきたす事案が発生している。これらの事案に対しては、水域管理者として対処する必要性が高まっているが、水域管理者が処理する場合は、次のとおり行うものとする。

① 廃船の認定

水域管理者は、廃船を認定し、廃棄物として処理する。

廃船の認定要件(次の二つの条件を満たすこと)

ア 所有者を確知できないこと。

イ 二以上の機関の関係者又はプレジャーボートの価額の評価に専門的知識を有する者の意見を求めた上で、プレジャーボートとしての本来の機能を喪失しており、かつ回復不可能である(又は回復に不相当な費用、手数を要する)と認められること。

② 所有権が放棄されたプレジャーボートの処理

所有者を確知できた場合でも、廃船の認定要件のイを満たし、かつ当該所有者が当該プレジャーボートの所有の意思を放棄している場合には、当該プレジャーボートを廃棄物として処理することができる。この場合、当該プレジャーボートの処理にかかる費用は当該所有者の負担とする。

③ 廃船の処理方法

廃船の処理は、水域管理者の判断により、次のいずれかにより行うものとする。

ア 一般廃棄物の処理責任を有する市町村に処理を要請する。ただし、市町村が適正処理困難物として引取りを拒否した場合には、水域管理者が処理を行う。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第5項の規定による処理として、水域管理者が行う。

ウ 河川法、港湾法及び漁港漁場整備法に基づき、水域管理者が行う。

(6) エリアごとの対策指針

次の①～④のとおり地域分けをした上で、重点的に対策を実施するエリアを定め、計画的かつ段階的に対策を実施していく。

① 東京湾

放置プレジャーボート問題が顕在化している葛南地区、千葉地区、市原地区、君津地区を最重点エリアとして位置づける。

この地区においては、放置プレジャーボート等対策連絡調整会議が設置されていることから、本会議等を活用して、放置プレジャーボート対策を強化する。

② 内房

東京湾エリアに次いで重点的に対策を講じるエリアとして位置付け、特に放置プレジャーボート問題が顕在化している館山地区において、重点的な対策を実施する。

③ 外房

いすみ市において、夷隅川水域利用調整会議が設置され、夷隅川下流域水域利用適正化計画が策定されていることから、夷隅川を外房エリアの先例として、重点的に対策を実施する。

④ 内水面

放置プレジャーボートが多い香取地区の河川を中心に重点的な対策を実施する。

(7) 組織体制

① プレジャーボート等不法係留対策検討委員会

県内の放置船舶問題を総合的に扱う組織である「プレジャーボート等不法係留対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)」を中心として、効率的な組織体制の構築を図る。

② 連絡調整会議等

ア 連絡調整会議

各地区における放置船舶問題については、検討委員会幹事会の下部組織として設置される連絡調整会議を中心として、対策を実施する。

イ 作業部会

放置船舶対策に関する具体的な作業については、連絡調整会議の下部組織として設置される作業部会を中心として実施する。

③ 水域利用調整会議

地域ごと又は市町村ごとに、県、市町村、警察、海上保安庁、消防、漁業協同組合、港湾関係団体、マリンレジャー関係団体、住民代表などを構成員とする水域利用調整会議を設置し、水面の多角的な利活用を図る。

④ 庁内プロジェクトチーム

放置船舶問題に関する県庁内における問題の共有化及び対策の策定のため、県庁内関係各課の水域管理担当者等で構成する「公共の水域における船舶の係留保管の適正化に関するプロジェクトチーム」を設置し、総合的な放置船舶対策について具体的に検討する。

(6) エリアごとの対策指針

次の①～④のとおり地域分けをした上で、重点的に対策を実施するエリアを定め、計画的かつ段階的に対策を実施していく。

① 東京湾

放置プレジャーボート問題が顕在化している葛南地区、千葉地区、市原地区、君津地区を最重点エリアとして位置づける。

この地区においては、放置プレジャーボート等対策連絡調整会議が設置されていることから、本会議等を活用して、放置プレジャーボート対策を強化する。

② 内房

東京湾エリアに次いで重点的に対策を講じるエリアとして位置付け、特に放置プレジャーボート問題が顕在化している館山地区において、重点的な対策を実施する。

③ 外房

いすみ市において、夷隅川水域利用調整会議が設置され、夷隅川下流域水域利用適正化計画が策定されていることから、夷隅川を外房エリアの先例として、重点的に対策を実施する。

④ 内水面

放置プレジャーボートが多い香取地区の河川を中心に重点的な対策を実施する。

(7) 組織体制

① プレジャーボート等不法係留対策検討委員会

県内の放置船舶問題を総合的に扱う組織である「プレジャーボート等不法係留対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)」を中心として、効率的な組織体制の構築を図る。

② 連絡調整会議等

ア 連絡調整会議

各地区における放置船舶問題については、検討委員会幹事会の下部組織として設置される連絡調整会議を中心として、対策を実施する。

イ 作業部会

放置船舶対策に関する具体的な作業については、連絡調整会議の下部組織として設置される作業部会を中心として実施する。

また、個別具体的な案件によっては、関係各課で組織するプロジェクトチームを結成するなど、柔軟に対応する。

③ 水域利用調整会議

必要に応じて、地域ごと又は市町村ごとに、県、市町村、警察、海上保安庁、消防、漁業協同組合、港湾関係団体、マリンレジャー関係団体、住民代表などを構成員とする水域利用調整会議を設置し、水面の多角的な利活用を図る。

(削除)

二 係留保管施設の利用の促進について	<p>プレジャーボートの放置を解消するためには、所有者等による自主的な移動が必要であり、既存係留保管施設への適切な係留保管を促進するため、きめ細かな情報の提供が必要である。</p> <p>このため、所有者等に対し、各種情報媒体による既存係留保管施設の空き情報等の提供を行う。</p>	<p>プレジャーボートの放置を解消するためには、所有者等による自主的な移動が必要であり、既存係留保管施設への適切な係留保管を促進するため、きめ細かな情報の提供が必要である。</p> <p>このため、所有者等に対し、各種情報媒体による既存係留保管施設の空き情報等の提供を行う。</p>
三 係留保管施設等について	<p>プレジャーボートの係留保管場所の確保は、第一義的には所有者が行うものである。</p> <p>その上で県が行う係留保管施設の整備については、効率的・効果的に行うため、従来のマリーナとは異なる簡易な係留保管方法や、民間資金の活用等による多様な整備手法を、引き続き検討する。</p> <p>(1)マリーナ施設等の誘致</p> <p>係留保管施設の収容能力が不足している地区は、民間マリーナ等の活用による一層の係留保管能力の向上について検討する。</p> <p>なお、民間マリーナ等に対する水域占用許可を行う際には、公共性担保の観点に照らして十分な審査を行う。</p> <p>(2)既存施設の活用</p> <p>漁港においては、漁業活動上支障のない範囲で、プレジャーボートの受入れを検討する。</p> <p>(3)係留保管施設整備</p> <p>民間資金の活用等を含めた多様な整備手法や、簡易な係留保管方法なども検討し、効率的・効果的な係留保管施設の整備を行い、係留保管能力を拡充する。</p>	<p>プレジャーボートの係留保管場所の確保は、第一義的には所有者が行うものである。</p> <p>その上で県が行う係留保管施設の整備については、効率的・効果的に行うため、従来のマリーナとは異なる簡易な係留保管方法や、民間資金の活用等による多様な整備手法を、引き続き検討する。</p> <p>(1)マリーナ施設等の誘致</p> <p>係留保管施設の収容能力が不足している地区は、民間マリーナ等の活用による一層の係留保管能力の向上について検討する。</p> <p>なお、民間マリーナ等に対する水域占用許可を行う際には、公共性担保の観点に照らして十分な審査を行う。</p> <p>(2)既存施設の活用</p> <p>漁港においては、漁業活動上支障のない範囲で、プレジャーボートの受入れを検討する。</p> <p>(3)係留保管施設整備</p> <p>民間資金の活用等を含めた多様な整備手法や、簡易な係留保管方法なども検討し、効率的・効果的な係留保管施設の整備を行い、係留保管能力を拡充する。</p>
四 ネットワークの構築	<p>魅力ある水辺環境の創造・保全に向けて、船舶所有者、住民、NPOなどとの、施策実施に関する連携・協力関係の構築を目指すため、必要に応じて作業部会のオブザーバー等として、県が実施する放置プレジャーボート問題に関する施策に協力を要請する。</p>	<p>魅力ある水辺環境の創造・保全に向けて、船舶所有者、住民、NPOなどとの、施策実施に関する連携・協力関係の構築を目指すため、必要に応じて作業部会のオブザーバー等として、県が実施する放置プレジャーボート問題に関する施策に協力を要請する。</p>
五 東京オリンピック・パラリンピックに向けた不法係留対策		<p><u>2020年夏に開催される東京オリンピック・パラリンピックの競技会場である幕張メッセに近接する二級河川浜田川水系浜田川には、プレジャーボートの不法係留が目立つが、テロ等防止の観点から、海上保安庁や警察などと協力して行う立ち退き措置や、河川整備に合わせて行う移動命令など、機会を捉えた効率的な不法係留対策について検討していく。</u></p>